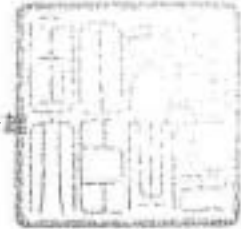


認 定 書

国住指第561号
平成 17年 7月 6日

三菱商事建材株式会社
執行役員 モイス事業部長 内田 憲一 様

国土交通大臣 北側 一



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第46条第4項表1の(八)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FRM-0115

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

厚さ9.5mmのけい酸カルシウム板張り／鉄丸くぎN50／くぎピッチ:外周@100mm、中通@200mm／直張り仕様／木造軸組耐力壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

2.7の倍率を有する軸組と同等以上の耐力を有する軸組別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。



性能評価書

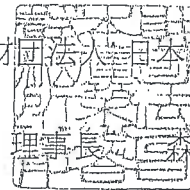
三菱商事建材株式会社

執行役員 モイス事業部長 内田 憲一 殿

平成 16 年 9 月 2 日付けで性能評価の申請を承諾した下記構造方法等は、財団法人 日本建築総合試験所が定めた評価基準のうち、建築基準法施行令第 46 条第 4 項表 1 (八) 項に係る軸組として、下記のとおり耐力を有するものと評価します。

平成 17 年 5 月 6 日

財団法人日本建築総合試験所



田 司 郎



記

1. 件 名
厚さ 9.5mm のけい酸カルシウム板張り／鉄丸くぎ N50／くぎピッチ：外周 100mm、中通 200mm／直張り仕様／木造軸組耐力壁の性能評価
2. 性能評価区分
建築基準法施行令第 46 条第 4 項表 1 (八) 項
3. 倍率の数値
2.7
4. 他の壁又は筋かいを併用したときの当該耐力壁の倍率の数値
建築基準法施行令第 46 条第 4 項表 1 に定める軸組又は昭和 56 年建設省告示第 1100 号に定める軸組を併用する場合は、5 を限度として両者の倍率を加算できるものとする。
5. 性能評価の内容
(別添) のとおり
6. 評価員名
鈴木祥之、小松幸平、村上雅英、後藤正美

(別添)

1. 構造名

厚さ 9.5mm のけい酸カルシウム板張り／鉄丸くぎ N50／くぎピッチ：外周 100mm、中通 200mm／直張り仕様／木造軸組耐力壁

2. 構造の概要

2.1 面材等の概要

(1) 面材

a) 材料の名称及び規格

名称：けい酸カルシウム板

規格：JIS A 5430 (繊維強化セメント板)

種類の略号：1.0FK (JIS A 5430)

c) 寸法及び許容差

	幅 (mm)	長さ (mm)	厚さ (mm)
寸法	910, 1000	1820, 2420, 2730, 3030	9.5
許容差	+0, -2	+0, -2	±0.5

d) 品質の基準

性能

見掛け密度： $1.0 \pm 0.1 \text{g/cm}^3$ (JIS A 5430 (繊維強化セメント板) の試験方法による。)

曲げ強さ： 13.0N/mm^2 以上 (JIS A 5430 (繊維強化セメント板) の試験方法による。)

吸水による長さ変化率：0.15%以下 (JIS A 5430 (繊維強化セメント板) の試験方法による。)

出荷時含水率：10%～15%

質量： $10.7 \pm 0.8 \text{kg/m}^2$

吸水率： $60 \pm 5\%$ (JIS A 5430 (繊維強化セメント板) の試験方法による。)

外観

割れ及び貫通き裂：ないこと。

欠け、ねじれ、反り、異物の混入及び汚れ：使用上支障がないこと。

(別添-1)

(2) 接合具

JIS A 5508 (くぎ) に規定される N50 (鉄丸くぎ)

2.2 耐力壁の適用範囲

- (1) 面材を使用した耐力壁の適用範囲は木造軸組構法住宅とする。軸組の仕様は、建築基準法施行令第40条から第49条(ただし、第48条は除く)によるものとする。
- (2) 建築基準法施行令第46条第4項表1に定める軸組又は昭和56年建設省告示第1100号に定める軸組を併用する場合は、5を限度として両者の倍率を加算できるものとする。

2.3 耐力壁の施工仕様の概要

(1) 軸組材

- ①柱、土台、胴差、桁および梁の断面寸法は105mm×105mm以上とする。
- ②間柱の断面寸法は30mm×105mm以上とする。
- ③面材を柱、横架材以外で継ぐ場合、面材の継手となる間柱及び胴つなぎの断面寸法は45mm×105mm以上とする。
- ④面材の取り付く柱又は間柱の間隔は910mm~1000mmとする。

(2) 面材の取り付け方

- ①面材の取り付け方は軸組に直張りとし、その張り方は縦張りとする。
- ②面材は、鉄丸くぎ N50 (JIS A 5508) を用いて、面材の外周部は100mm以下の間隔で柱、間柱、土台、横架材又は胴つなぎに、また、面材の中通りは200mm以下の間隔で間柱に、それぞれ留め付けること。
- ③面材の軸組等へのかかり代は22mm以上とし、面材端部とくぎとの間隔(へりあき距離)は12mm以上とする。
- ④入隅部での面材の取り付け方は、45mm×50mm以上の受材を鉄丸くぎ N90 (JIS A 5508) を用いて200mm以下の間隔で柱に留め付け、その受材に面材を鉄丸くぎ N50 を用いて100mm以下の間隔で留め付けること。

(3) 施工図

施工図を図-1.1、図-1.2に、入隅部の施工詳細を図-1.3に示す。

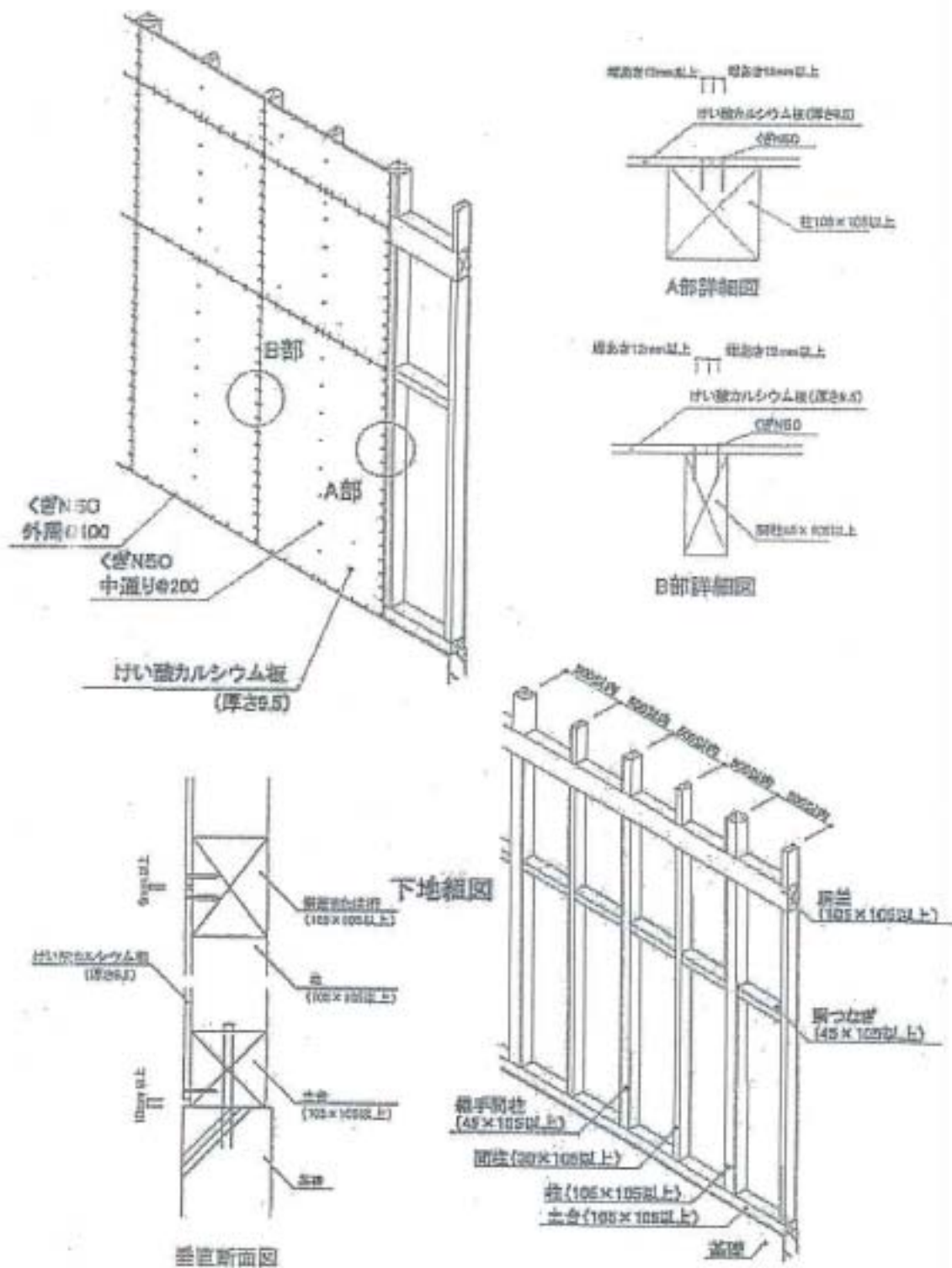


図-1.1 施工図：継手を設ける場合（寸法単位：mm）

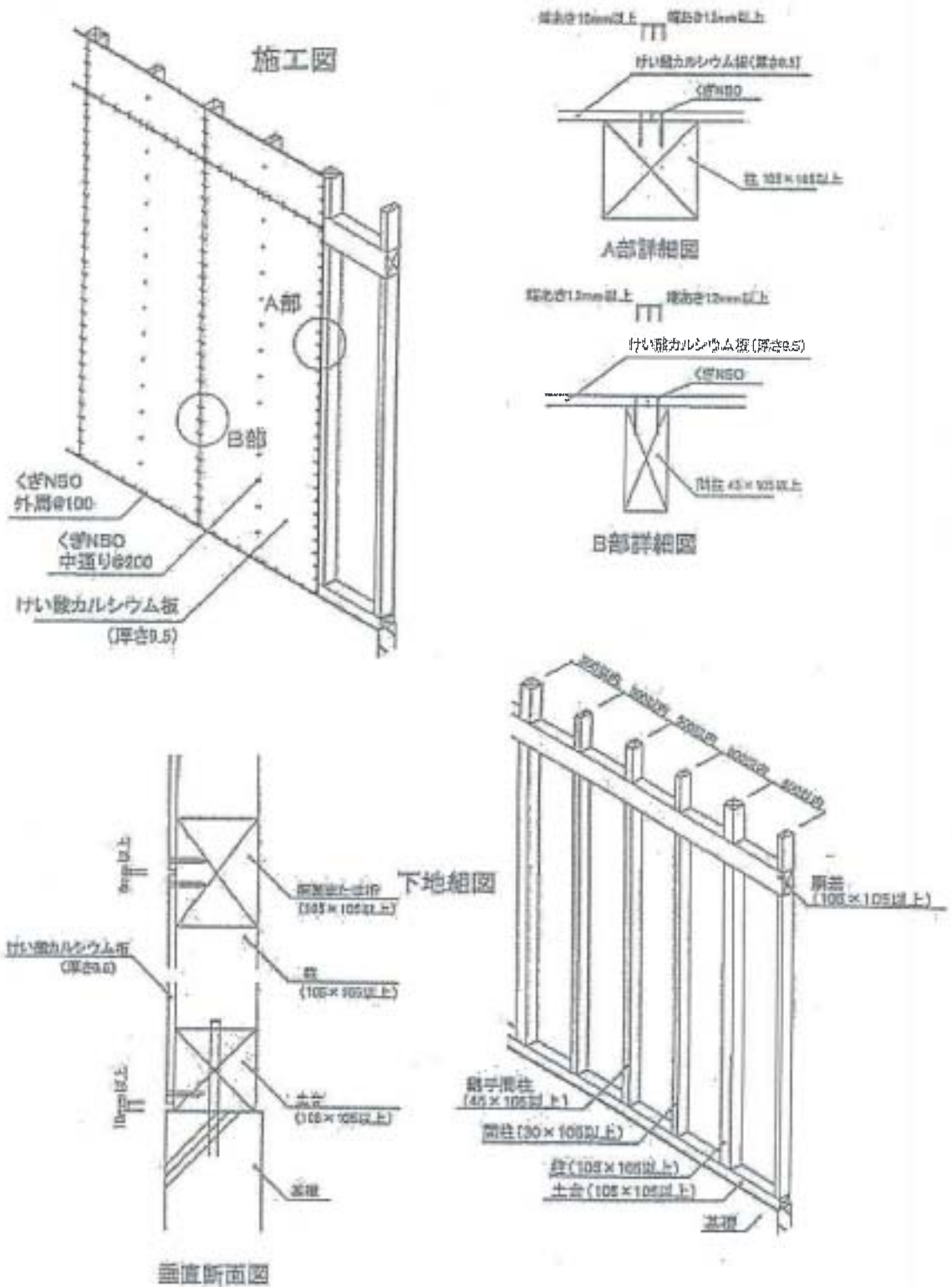


図-1.2 施工図：継手を設けない場合（寸法単位：mm）

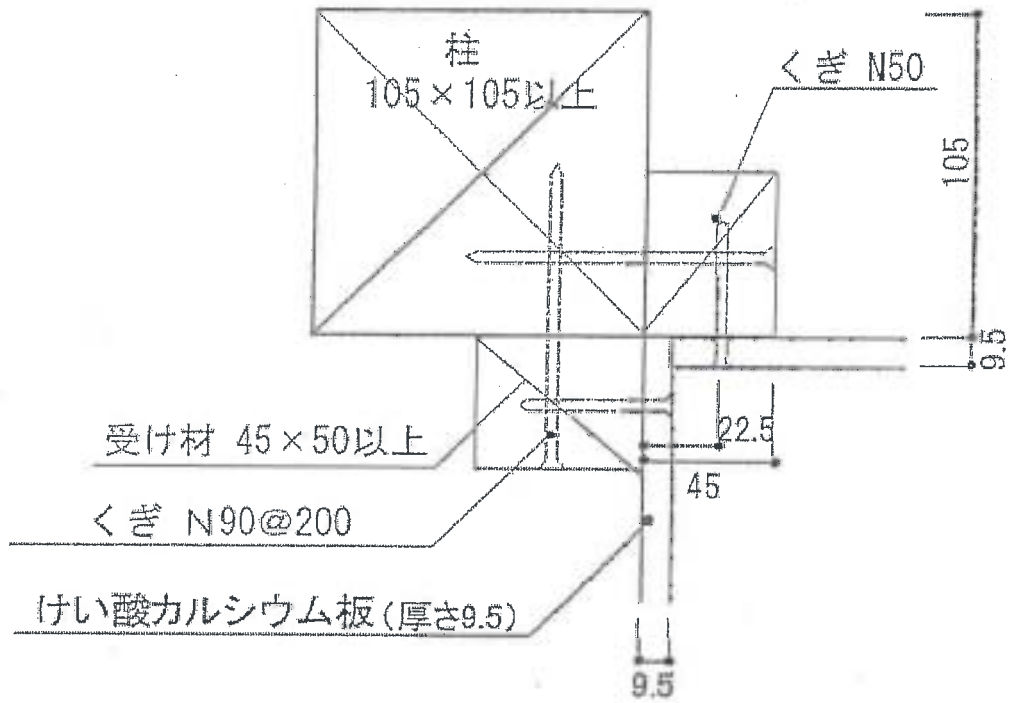


図-1.3 入隅部の施工詳細 (寸法単位: mm)